

**令和7年度 鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣 旨

本要領は、鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画策定支援業務の委託に際し、公募型プロポーザルにより、優れた提案及び能力を有し適格と判断される委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名称 | 鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画策定支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画策定支援業務委託要求水準書（以下、「要求水準書」という。）」のとおり。 |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和8年2月28日まで |
| (4) 提案上限金額 | ¥5,000,000（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 費用分担 | 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。 |

3 参加資格要件

本公募に参加する者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定により、新潟市の一般競争入札等の参加を制限されていない者。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 本市の入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (4) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、本市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (5) 以下の申立てがなされていない者。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に規定する破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (6) 次のいずれかに該当しない者。
 - ア 暴力団

- イ 暴力団員
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する人を行い、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する人を行う。）が暴力団員であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (7) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本件の入札に参加することができないものとする。
- ア 共同企業体は3社以内で構成されていること。
 - イ 構成企業は上記(1)～(6)のすべての要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - エ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

4 スケジュール

スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、記載する期日等に変更が生じた場合は、提案者に対して改めて期日等を通知する。

内 容	期 日
(1) 公募開始（実施要領公表）	令和7年4月30日（水）
(2) 質問書の提出期限	令和7年5月12日（月）正午
(3) 質問への回答	令和7年5月14日（水）
(4) 参加申請書提出期限	令和7年5月16日（金）正午
(5) 提案書・辞退届提出期限	令和7年5月29日（木）正午
(6) 選定委員会（書面審査）	令和7年6月 5日（木）予定
(7) 選定結果通知・公表	令和7年6月 6日（金）予定
(8) 契約締結	選定後、仕様を協議し速やかに実施

5 質問書の提出と回答

本要領等に関し質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出期限

令和7年5月12日（月）正午

(2) 提出書類

質問書（様式第1号）

(3) 提出先・提出方法

「11 提出先・問合せ先」宛てに電子メールで提出。

質問に対する回答は、令和7年5月14日（水）までに本市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

6 参加申請書の提出

本公募への参加を希望する者は、以下のとおり本市に参加申請書等を提出し、参加資格を有すると認められた者の通知を受けた場合に参加することができる。

(1) 提出期限

令和7年5月16日（金）正午

(2) 提出書類

ア 単独の場合

ア) 参加申請書（様式第2号）

イ) 法人等概要（様式第3号）。パンフレット等がある場合は添付。

ウ) 類似事業等実績一覧（様式第4号）

イ 共同企業体の場合

ア) 参加申請書（様式第2号（共同企業体用））

イ) 法人等概要（様式第3号）。パンフレット等がある場合は添付。

ウ) 類似事業等実績一覧（様式第4号）

エ) 共同企業体協定書兼委任状（様式第5号）

上記、イ)、ウ)については、代表者及び構成員分を作成。

(3) 提出先・方法

「11 提出先・問合せ先」に以下いずれかの方法で提出。

ア 電子メール

イ 郵送（簡易書留。提出期限必着。）

ウ 持参（平日の午前8時半から午後5時半（提出期限日は正午）まで）

(4) 参加資格確認結果の通知

本市は、参加申請書等の提出者が「3 参加資格要件」を満たしているかを確認し、その結果について提出者に電子メールで通知する。

(5) 参加資格の喪失

(4)の通知を受けた者が以下のいずれかに該当する場合には、参加資格を喪失する。

ア 参加資格要件を満たさなくなったとき

イ 参加申請書等に、虚偽の記載があったとき

(6) 辞退

参加申請書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年5月29日（木）

正午までに参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

7 提案書の提出

参加資格を満たす者は、以下のとおり提案書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月29日（木）正午

(2) 提出書類

提出書類	規格	記載内容等
提案書	様式第7号	・申請者の押印不要 ・正本にのみ添付
業務の実施体制	A4 1枚以内 (様式任意)	・人員配置や各人の業務内容 ・有資格者や類似業務経験者に関する情報
業務の実施工程	A4 1枚以内 (様式任意)	・提案者と本市の役割分担を踏まえたスケジュール
提案内容	様式第8号	・業務全体の実施方針及び実施方法 ・独自性のある提案
見積書	様式第9号	・本業務に要する費用 ・各業務の金額の内訳が確認できる内訳書（様式任意）を添付。消費税及び地方消費税を記載すること。

(3) 提案書の作成

ア 提案は1者につき1件とする。

イ 提案書は、本要領及び要求水準書に基づき作成すること。

ウ 提案書は、用紙の大きさ、向きを変更しないこと。

エ 提案書に使用する文字サイズは11ポイント以上とし、読みやすさに配慮すること。

オ 提案書は、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。用語は統一し、文章を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用してもよい。

カ 見積書の金額は、「2（4）提案上限金額」を限度とし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

キ 内訳書には消費税及び地方消費税の記載すること。

ク 提案書等に記載された内容については、提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(4) 提出先・提出方法

「11 提出先・問合せ先」宛てに以下いずれかの方法で提出。

ア 郵送（簡易書留。提出期限必着。）

イ 持参（平日の午前8時半から午後5時半（提出期限日は正午）まで）

(5) 提出部数

・正本1部

・副本5部 社名等、提案者が特定できるものは一切記載しないこと。

この他、提案書等の電子ファイル一式を納めたCD又はDVDを1枚提出する

こと。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office 又は Acrobat Reader にて参照可能な形式とすること。

(6) 留意事項

- ア 提案書の提出後、提案書に記載された内容の変更は認めない。
- イ 提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、速やかに回答すること。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合、談合その他不正行為があった場合は失格とする。

8 選定委員会

委託先候補者の選定は、鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱に定める選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は、委託先候補者決定まで非公開とする。

(1) 審査

- ア 選定委員は、参加申請書類及び提案書類の内容について、審査基準（別紙1）に基づき評価を行う。
- イ 各委員の合計点の合算を提案者の得点とする。
- ウ 審査は非公開とする。

(2) 委託先候補者の選定

- ア 選定委員会は、「(1) 審査」の結果、得点の最も高い者を最優秀提案者、次に得点の高い者を次点者として選定し、最優秀提案者を委託先候補者として選定する。
- イ 最優秀提案者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により決定することとする。
- ウ 提案者の得点が、各委員が100点と評価した合算の60%未満であった場合は、候補者として選定しない。
- エ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、選定委員会において適切と認められたときは、委託先候補者とする。適切と認められない場合、又は提案者がいない場合は再度公募を実施する。
- オ 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
 - ア) 提案書を提出期限日時までに提出しなかった者
 - イ) 上記2(4)の提案上限金額を超える見積金額を提案した者
 - ウ) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - エ) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - カ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - カ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、すべての提案者に選定、非選定の旨を通知するほか、新潟市ホ

ームページに提案者名（最優秀提案者のみ公開、その他提案者は非公開）、順位、得点等を掲載する。本市は、審査内容等の問合せを一切受け付けないものとし、提案者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9 契約の締結

(1) 委託事業者の決定

- ア 本市は、選定委員会で決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約の方法

新潟市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、要求水準書及び提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議し、決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく停止措置を講じることがある、また本市は被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(3) 契約の解除

本市は契約締結後においても、受託者がこの業者選定にかかる失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

10 特記事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用（旅費及び通信費を含む）は、すべて提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意の上、参加表明をする。
- (3) 委託事業者の名称は公表できるものとする。
- (4) 提出されたすべての企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、市の所有物として組織内で複写・配布する場合がある。
- (6) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (7) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (9) 参加者は選定後、本実施要項等について不知又は不明を理由として異議を申

し立てることはできない。

- (10) 本実施要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断する。
- (11) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び軽量法による。
- (12) 本手続きに則り締結した契約について、契約期間中に契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除をすることがある。
- (13) 採用された企画提案書は、「新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (14) 参加申請後に新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けた者又は暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に関与している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者のプロポーザル参加は無効とする。

1 1 提出先・問合せ先

新潟市文化スポーツ部スポーツ振興課管理グループ

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

TEL 025-226-2601

Email sports@city.niigata.lg.jp

審査基準と評価

(1) 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
1 業務遂行能力	(1) 業務実績	本業務と類似する実績を有し、本業務の着実な実施が見込まれるか。	10
	(2) 業務実施体制	本業務の遂行にあたって、有効な資格や本業務と類似する実績を有する者を配置する等、適正な人員による実施体制となっているか。	10
	(3) 業務工程	本業務を円滑かつ効果的に実施できる工程となっているか。	10
2 企画提案能力	(1) 実施方針	本業務の目的や業務内容を十分に理解した提案案になっているか。	20
	(2) 実施方法	要求水準書の内容を確実に実施し、かつ創意工夫により効果的な実施が可能な提案となっているか。また、提案者と本市の役割は明確か。	25
	(3) 独自提案	本事業の効果を高める独自性を持った提案がされているか。	20
3 価格	見積金額		評価点
	上限金額の99%以上		1
	上限金額の98%以上		2
	上限金額の97%以上		3
	上限金額の96%以上		4
	上限金額の96%未満		5
合 計			100

(2) 評価と評価係数

審査の評価は、(1)の審査項目の小項目ごとに下表の6段階で評価を行う。
 審査の採点は、小項目ごとの配点に6段階評価に応じた評価係数を乗じ、それらの合計点により決定する。

例) 1 (1) 業務実績が評価「4」の場合 … $20点 \times 0.8 = 16点$

評価	基準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2
0	提案事項の記載なし	0